

(表面)

様式第2号(第6条関係)

誓約書(申請者用)

伊勢市自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金を受けるに当たり、次の事項について、誓約します。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- 2 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- 3 地域住民や市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。
- 5 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象となる設備の設計を行うよう努めること。
- 6 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- 7 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(補助事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号、運転開始年月日並びに本補助金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。
- 8 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査又は報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 9 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 10 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 11 防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止並びに自然破壊及び近隣

(裏面)

- への配慮を行うよう努めること。
- 12 補助対象となる設備を処分する際は、関係法令及び条例の規定を遵守すること。
  - 13 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象となる設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。
  - 14 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
  - 15 補助対象となる設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。
  - 16 法定耐用年数が経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
  - 17 発電した電力量のうち30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
  - 18 補助対象となる設備に対し、国、県等から他の補助金等を受けていないこと。
  - 19 補助事業を完了した日から60日を経過する日までに伊勢市に転入すること。(申請時点で市内に住所を有しない場合に限る。)
  - 20 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - 21 伊勢市補助金等交付規則及び伊勢市自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の各規定を遵守すること。

年 月 日

署名

---